

平成29年度国民健康保険税納税通知書(第3～第10期本算定)を発送します

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します(世帯主が国民健康保険に加入していない場合、世帯の中に入居者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)。

今回送付するものは、前年中の所得や今年度の固定資産税額、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。

特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

減免制度について

特別な事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)

理 由	減免される額	
震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が、右に掲げる被害を受けたとき	全壊、全焼または流出	減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の全部
	半壊または半焼	減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の50%
前年中の総所得金額等が33万円以下の所得申告世帯で、本年4月1日現在で国保に加入している方		保険税額の30%
世帯主および世帯内の国保加入者の本年中の総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額等に比べ3分の2以下に減少すると見込まれる方で、前年中の総所得金額等が500万円以下の方	前年中の総所得金額等が250万円以下	所得割額の50%
	前年中の総所得金額等が250万円を超え500万円以下	所得割額の30%

非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

持ち物 被保険者証、雇用保険受給資格者証

適用条件	軽減内容	適用期間
離職日時点の年齢が65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが次のもの 11、12、21、22、23、31、32、33、34	給与所得を30/100とみなして所得割を計算	離職の翌日から翌年度末まで

便利・確実・安全な口座振替をご利用ください

口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。

国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険は、加入者の万が一のけがや病気に備え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めない、納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすこととなりますので、期限内の納付にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となることがありますのでご注意ください。

高齢受給者証をお持ちの方へ

70歳～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものですので、受診するときは必ず被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

なお、自己負担割合は、平成29年度の市県民税課税所得金額により決定していますので、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、市役所に返却してください。

問合 保険年金課国民健康保険G 内線2125～2129



高額療養費の自己負担限度額の改正について

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が平成29年8月診療分から改正されます。

平成29年7月診療分まで

所得要件	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)
課税所得145万円以上	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降:44,400円】※3
課税所得145万円未満※1	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯※2		15,000円

平成29年8月診療分から

所得要件	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)
課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降:44,400円】※3
課税所得145万円未満※1	14,000円【年間上限144,000円】	57,600円【4回目以降:44,400円】※3
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯※2		15,000円

※1 70歳以上の国保加入者の収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、誕生日が昭和20年1月2日以降の方で基礎控除(33万円)後の所得の合計が210万円以下の場合も含まれます。後期高齢者医療加入者は世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合を含みます。

※2 所得が0円となる方(年金収入の場合は80万円以下の方)

※3 過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合は、4回目から該当となります。

問合 保険年金課国民健康保険G 内線2125～2129
保険年金課医療・年金G 内線2123～2124

福祉医療費受給者証の更新

手続きが必要

子ども医療費、障害者医療費、精神障害者医療費、母子・父子家庭医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日となっています。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付しています。忘れずに更新の手続きをしてください。

問合 保険年金課医療・年金G 内線2121

手続きがいるもの、いらぬもの、見た目が似ているものがあるから注意してね



この証は、後期高齢者医療費受給者証に添えて医療機関の窓口へ提示してください。

後期高齢者医療制度被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用できる被保険者証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。被保険者証の色は、青色からオレンジ色にかわります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

後期高齢者医療保険料・納付書

29年度保険料額決定通知書は、7月上旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関でお支払いください。

29年度の保険料率は所得割率9.54%、均等割額46,984円、保険料賦課限度額57万円です。

29年度からの変更点

28年度までは、年収約153万円～約211万円の方については所得割が特例的に5割軽減されていましたが、29年度は2割軽減になります。被扶養者軽減が適用されていた方は、均等割が特例的に9割軽減されていましたが、29年度は7割軽減になります。

問合 保険年金課医療・年金G 内線2123・2124

手続きが必要

介護保険負担限度額認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費（滞在費）は、申請により利用者負担が軽減されます。負担限度額認定証（若草色）をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには毎年8月までに申請が必要です。

現在、負担限度額認定を受けている方には6月下旬に更新申請書を送付しています。減額の開始期間は申請をした月の1日からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができません。

受付 7月3日(月)～8月31日(休)に下記へ。

問合 高齢介護課介護保険G 内線2141～2143

介護保険負担割合証の更新

現在、お持ちの負担割合証（さくら色）の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。

問合 高齢介護課介護保険G 内線2141～2143

介護保険料特別徴収（年金天引き） 納付額の平準化を行います

平準化とは

介護保険料の特別徴収（年金天引き）は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

（今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。）

対象 特別徴収の方で、『仮徴収の額』と『本徴収の額』に大きな差が生じることが想定される方
（対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。）

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。
※この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。

問合 高齢介護課介護保険G 内線2141～2143

